

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月7日

【報告者の名称】 株式会社トウペ

【報告者の所在地】 大阪府堺市西区築港新町一丁5番地11

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 (072)243-6411 代表

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 森下 邦彦

【縦覧に供する場所】 株式会社トウペ
(大阪府堺市西区築港新町一丁5番地11)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社トウペをいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、日本ゼオン株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注5) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 日本ゼオン株式会社

所在地 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年2月6日開催の取締役会において、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、後記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成25年2月6日の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している当社の発行済普通株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として本公開買付けを実施のうえ、本公開買付けにおいて、下記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施するにあたっての基準となる株式数（以下「完全子会社化判定基準株式数」といい、下記（注）において定義します。）以上の応募があることを条件に、当社を公開買付者の完全子会社とする取引（以下「本取引」といいます。）を実施することを決議したとのことです。

本公開買付けに際して、公開買付者は当社の親会社である古河機械金属株式会社（以下「古河機械金属」といいます。）（所有株式数（みずほ信託銀行株式会社退職給付信託古河機械金属口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社名義による所有を含みます。）：16,479,764株、当社が平成24年11月14日に提出した第145期第2四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数31,000,000株から本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の当社が保有する自己株式数（160,315株）を控除した株式数（30,839,685株）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。）：53.44%）との間で、平成25年2月6日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、古河機械金属が所有する当社普通株式の全て（みずほ信託銀行株式会社退職給付信託古河機械金属口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社名義による所有を含みます。16,479,764株、所有割合53.44%）について本公開買付けに応募する旨を合意したとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設定しておらず、買付予定数の上限も設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

（注）「完全子会社化判定基準株式数」とは、本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の当社の発行済株式総数（31,000,000株）の66.70%に相当する数である20,677,000株をいうとのことです。

公開買付者は、当社の株主の皆様意思を尊重することを目的として、上記完全子会社化判定基準株式数を設定しているとのことです。具体的には、公開買付者は、本公開買付けにおいて当社の発行済普通株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合であって、かつ完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされた場合には、本完全子会社化手続により、当社を公開買付者の完全子会社とすることを予定しているとのことです。このように、公開買付者は、当社の株主の皆様意思を尊重した完全子会社化判定基準株式数の設定を行うことで、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされない場合には、本公開買付けは実施するものの、本完全子会社化手続は実施しないこととしており、その場合、当社普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場を維持することとなる予定です。

また、当社は、平成25年2月6日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが当社の中長期的な企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付けに係る諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により当社普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年2月6日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役（取締役8名中、出席取締役6名）全員の一致で決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、取締役南平忠敏氏は、当社の支配株主であり公開買付者との間で本応募契約を締結した古河機械金属の顧問を兼務しており、また、取締役森下邦彦氏は、古河機械金属の従業員（非常勤）を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加しておりません。

また、本公開買付けに係る議案の審議及び決議がなされた上記の当社の取締役会においては、監査役加藤直樹氏を除く監査役の全員一致で、当社の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べられております。加藤直樹氏は、古河機械金属の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の当社の取締役会に出席しておりません。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、公開買付者より、本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、昭和25年4月に合成樹脂の製造販売を目的として設立され、創業以来一貫して独創的な技術を駆使し、化学工業の発展に尽力してきたとのことです。現在は、公開買付者グループとして、公開買付者、子会社48社及び関連会社7社にて、合成ゴム特殊品を中心としたエラストマー素材事業及び光学樹脂・光学フィルム等を中心とした高機能材料事業を中心に、付加価値の高い製品の開発・製造・販売と、グローバルな事業拡大に取り組んでおります。今後も、「スピード」を持ち、「対話」を大切に、公開買付者固有の技術と製品で、「社会貢献」をしていくとのことです。昨今のグローバル、ボーダレスな競争が激化する事業環境及び世界的な技術革新が行われる中、多くの需要家の皆様の期待に応え、これらの製品を安定した品質で継続的に届けられるよう、絶え間ない改革・改善に取り組んでいくとのことです。

本書提出日現在、公開買付者は、中期経営計画「SZ-20(エスゼット20)」に基づき、「『2020年のありたい姿』-化学の力で未来を今日にするZEON-」の実現のため、全社事業戦略として「エラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大すること、及び『2020年のありたい姿を実現する企業風土を『見える化』をベースに育成することの2点を基本方針として様々な諸課題に取り組んでいるとのこと。そのうち具体的には、エラストマー素材事業においては、公開買付者が最も得意とする特殊ゴム事業の拡大により、多くの需要家の皆様における様々な技術革新に対応し、多くの需要家の皆様の期待に応える施策を取り続けているとのこと。特殊ゴムの用途は自動車用途を始め、世の中に必要不可欠な素材と位置付けられているところから、公開買付者としては、常に需要家の皆様に高性能、高品質な素材製品を安定的に届けることこそ、公開買付者に課せられた使命と考えているとのこと。

一方、当社は、大正8年10月に設立されて以来90年余り、総合塗料メーカーとして、常に新しい商品を市場に投入し、社会に貢献してまいりました。現在では、建築外装用塗料・工業用塗料・皮革用塗料・鋼構造物用塗料・路面標示用塗料等の各種塗料の製造販売を行う塗料事業、並びに自動車関連用アクリルゴム及び繊維加工用のアクリルエマルジョン等の製造販売を行う化成品事業の2つの事業を中心として事業を行っております。

本書提出日現在、当社は、塗料メーカーとして長年蓄積してきた技術力をフルに活かし、塗料ニーズの高機能化、商品価値向上の要求、環境配慮型塗料開発等の要求に積極的に対応しているほか、グローバルな視点から新しいテクノロジーの開発に努力しております。また、次世代の産業構造に対応すべく、塗料部門のみならず、アクリルゴムを主力商品とする化成品部門の充実により、自動車産業等へのさらなる展開も図り、塗料と化成品を事業の両輪として付加価値を高めたビジネス展開を図っております。

このような中、公開買付者と古河機械金属は、同一銀行グループに属するメンバーとして永年来の交流があり、また、エラストマー素材事業を強化したい公開買付者と、当社と公開買付者とのシナジー関係の構築が当社の企業価値向上に資するとの古河機械金属との認識が一致し、公開買付者は、平成24年7月頃より古河機械金属との間で、本公開買付けに応じて、古河機械金属がその所有する当社普通株式を公開買付者に対して譲渡することに係る協議を重ねてきたとのこと。そのうえで、公開買付者は、平成24年10月頃に、当社に対して本公開買付けの提案を行い、その後、当社との間で、公開買付者及び当社の更なる成長及び企業価値向上を目的とした諸施策について協議、検討を重ねてきました。

その結果、公開買付者は、公開買付者におけるエラストマー素材事業と当社における化成品事業については、同一製品の製造販売を行っていることから、公開買付者及び当社が、アクリルエマルジョン等の製造販売者として、原材料の調達、製造、需要家の皆様への製商品提供等及びロジスティック分野等において、両社が保有する経営資源を相互に有効的に活用することが可能であり、両社が独自に製造している製品を効率的に供給することで、今後旺盛なアクリルゴムの需要に応えることができるものと判断し、公開買付者が当社を完全子会社化し、公開買付者のエラストマー素材事業と当社の化成品事業を一体として事業展開することは、公開買付者及び当社の企業価値向上に資するものと考えているに至ったとのこと。また、こうした製品供給の効率化を行う一方、公開買付者及び当社がそれぞれ国内に1か所ずつ有している生産拠点（公開買付者は神奈川県川崎市、当社は岡山県倉敷市）を併存させることにより、今後旺盛な需要が見込まれる特殊ゴムにおいて、需要家の皆様におかれての生産数量増産要請に応え、かつ、自動車重要保安部品として多く採用される特殊ゴムの安定供給、所謂BCP（事業継続計画）の要請にも応えうるものと考えているとのこと。

公開買付者の主力事業であり、自動車等の高性能化に伴い、重要保安部品としてますます重要性の高まっている特殊ゴム（中でもアクリルゴム）を中心としたエラストマー素材事業の更なる強化は、付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んできた公開買付者において長い間一貫した考え方であり、今後も継続されるべき基本的な考え方となっているとのことです。また、公開買付者のエラストマー素材事業を当社の化成製品事業と一体となって事業展開するに際しては、公開買付者及び当社との密接な連携が必要となり、当社を公開買付者の完全子会社とし、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な視点に立ち、当社が上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、公開買付者グループの一員として、公開買付者と一体になって事業展開を行っていくことが、最も有効かつ適切であると考えているとのことです。以上のことから、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とし、双方の経営資源を有効活用することで、公開買付者及び当社の経営効率化策の推進を図ることが、最終的には本公開買付け実施後の公開買付者グループの更なる企業価値向上に資すると考え、平成25年2月6日に開催された公開買付者の取締役会にて、本公開買付けを実施し、完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされることを条件に本完全子会社化手続を実行のうえ、当社を公開買付者の完全子会社とすることを決議したとのことです。

当社は、平成24年10月頃に公開買付者から本公開買付けの提案を受けた後、公開買付者による当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けについて慎重に協議、検討を行いました。その結果、当社としましては、当社が公開買付者の完全子会社又は子会社となることにより、塗料事業においては、原材料購入面でのメリット、公開買付者グループでの販売拡大等の実現のほか、当社及び公開買付者が、それぞれ長年培ってきた技術、特に樹脂関係の技術を融合させることにより、塗料に関わる独自の樹脂の開発が可能となることから、新たな分野への展開が期待されること、化成製品事業においては、公開買付者のエラストマー素材事業と同一製品の製造販売を当社が行っていることから、両社の経営資源の有効活用や特徴ある製品を効率的に供給することで、今後旺盛なアクリルゴムの需要に応えることができるものと期待されることを踏まえ、公開買付者による当社の完全子会社化又は子会社化は、当社の中長期的な企業価値向上に資するものと判断するに至りました。また、当社は、後記「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書、同「当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、同「支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」に記載の意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに係る諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが当社の中長期的な企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係る諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により当社普通株式の売却の機会を提供するものであると判断しました。以上から、同「当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載のとおり、当社は、平成25年2月6日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役（取締役8名中、出席取締役6名）全員の一致で決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、取締役南平忠敏氏は、当社の支配株主であり公開買付者との間で本応募契約を締結した古河機械金属の顧問を兼務しており、また、取締役森下邦彦氏は、古河機械金属の従業員（非常勤）を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加しておりません。

また、本公開買付けに係る議案の審議及び決議がなされた上記の当社の取締役会においては、監査役加藤直樹氏を除く監査役の全員一致で、当社の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見が述べられております。加藤直樹氏は、古河機械金属の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の当社の取締役会に出席しておりません。

(3) 本公開買付け実施後の経営方針

公開買付者は、現状では、本公開買付けの実施後も当社の経営方針に大きな変更を予定していないとのことですが、本公開買付けは、完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされることを条件に本完全子会社化手続を実行のうえ、当社の完全子会社化を想定していることから、管理コストの削減等の経営改善策を実施し、公開買付者グループの経営管理機能を活用した統合等による合理化を実施していくとのことです。また、両社の製品販売における相互の営業基盤の活用など、両社事業間の一体運営によりシナジーを高め、公開買付者及び当社の企業価値向上を図っていくとのことです。

一方、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされない場合には、本公開買付けは実施されるものの、本完全子会社化手続は実施されず、当社普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場を維持することとなる予定です。その場合には、公開買付者は、上記経営改善策や合理化の実施の他、両社事業間の一体運営について一部制限される可能性があります。当社の上場会社としての独立性を維持しつつ、両社の製品販売における営業基盤や両社事業間における経営資源を相互に活用することにより早期にシナジーを高め、公開買付者及び当社の企業価値向上を図っていくとのことです。

なお、本完全子会社化手続の実施に関わらず、当社における本業であり、長い間営まれてきた塗料事業の歴史を通じて育まれた伝統、需要家の皆様からの信頼等の目に見えない重要な資産、いわゆる「のれん」は、当社の塗料事業の従業員により発現されるものとの考え方に基づき、当面大きな組織変更等は予定しておらず、塗料事業の運営は現行の運営体制の継続を前提としているとのことです。化成品事業に関しては、当社の事業形態を尊重しつつ、公開買付者のエラストマー素材事業との間で互換性と効率性の両方の視点から組織や人的な交流を図っていくとのことです。一方で、一日も早い公開買付者グループへの融合の観点から、役員を含めた人材交流を実施していくことを考えているとのことです。

公開買付者は、本公開買付けの完了後、平成25年6月に開催予定の当社の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、当社の取締役の過半数となるに必要な取締役を公開買付者より指名し、監査役も指名する予定とのことです。なお、当社の従業員につきましては、今後も当社の更なる発展に向けて能力を発揮してほしいと考えているため、当面の間、本公開買付け後もその雇用及び処遇を維持継続する予定とのことです。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされた場合、公開買付者が本公開買付け及びその後予定されている本完全子会社化手続により当社を公開買付者の完全子会社とすることを意図しており、また、公開買付者と当社の支配株主である古河機械金属が本応募契約を締結していることから、当社の少数株主と利害が一致しない構造的な可能性がありうることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保するために、以下のとおり、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等を講じております。なお、本公開買付けの開始時点では、古河機械金属が当社の支配株主に該当し、また、本公開買付けが完了した後は、公開買付者が当社の支配株主に該当する予定です。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者、当社の支配株主であり公開買付者との間で本応募契約を締結した古河機械金属及び当社から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対し、当社普通株式の価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、当社普通株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行い、当社は、平成25年2月6日に野村證券から株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

野村證券による当社普通株式の1株当たり株式価値の算定結果の概要は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	82円～118円
類似会社比較法	36円～42円
DCF法	13円～144円

市場株価平均法では、平成25年2月5日を基準日として、東京証券取引所における平成25年2月5日の当社普通株式の終値118円、直近1週間の終値の単純平均値112円（小数点以下四捨五入、以下単純平均値の計算においては同様とします。）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値107円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値92円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値82円を基に、当社普通株式の1株当たり株式価値の範囲を82円から118円までと分析しております。

次に、類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社普通株式の1株当たり株式価値の範囲を36円から42円までと分析しております。

最後に、DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が平成25年3月期以降の将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たり株式価値の範囲を13円から144円までと分析しております。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、外部環境の好転及び事業ポートフォリオの見直しによる売上高の増加や継続的なコスト削減を主要因として、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）から平成25年2月5日に株式価値算定書（以下「公開買付者算定書」といいます。）を取得して、その参考としているとのこと。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのこと。

みずほ証券は当社普通株式の株式価値を算定するにあたり、当社の財務状況、当社普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行ったとのこと。

市場株価基準法では、基準日を平成25年2月5日として、東京証券取引所における当社普通株式の基準日終値（118円）、直近1ヶ月の終値の単純平均値（107円）、直近3ヶ月の終値の単純平均値（92円）、直近6ヶ月の終値の単純平均値（82円）をもとに、1株当たり株式価値の範囲を82円から118円までと分析しているとのこと。

DCF法では、当社から提供を受けた事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社の企業活動によって生み出されると見込まれる将来のキャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割引いて株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を58円から125円までと分析しているとのこと。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、外部経済環境の改善、高付加価値製品への注力等による売上高の増加やコスト削減効果により、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのこと。

公開買付者は、本公開買付価格について、公開買付者算定書の算定結果を参考にしつつ、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去6ヶ月の当社普通株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、古河機械金属及び当社との協議、交渉を経て、平成25年2月6日に本公開買付価格を1株当たり125円と決定したとのこと。

本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年2月5日の東京証券取引所における当社普通株式の終値118円に対して5.93%（小数点以下第三位を四捨五入、以下プレミアム率の計算においては同様とします。）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値107円に対して16.82%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値92円に対して35.87%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値82円に対して52.44%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本書提出日の前営業日である平成25年2月6日の東京証券取引所における当社普通株式の終値122円に対して2.46%のプレミアムを加えた価格となっております。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社、古河機械金属及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

当社は、意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社、古河機械金属及び公開買付者と利害関係のない外部の有識者である新川大祐氏（税理士、公認会計士、北斗税理士法人）及び高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）に対し、本取引について、(a)本取引は、当社の企業価値向上に資するか、(b)本取引の取引条件の公正性が確保されているか、(c)本取引において、公正な手続を通じた当社株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)上記(a)から(c)までの他、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問いたしました。

新川大祐氏及び高橋明人氏は、当社が野村證券から取得した株式価値算定書及びこれに基づく野村證券からの当社普通株式の価値評価に関する説明や、本取引に係る公開買付者の提案内容について説明等を受けたうえで、上記諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、平成25年2月6日に当社に対し、上記(a)ないし(d)の各点について、(a)公開買付者及び当社から説明を受けた本取引の目的及び必要性・背景事情、並びに当社の事業計画及び成長計画については、いずれも不合理なものとは認められず、本取引は当社の企業価値向上に資すると考えられること、(b)野村證券からの株式価値算定書については、その結論に至る計算過程について特段不合理な点等は認められないことに加え、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件に関する当社の判断・意思決定につき、その過程から恣意性を排除するためにとられている方法に関し合理性・相当性が認められること、さらには本公開買付けと時間的に近接した時期において同一の条件で本完全子会社化手続を実施することには合理性が認められること等から、本取引の取引条件に関して公正性が確保されていると考えられること、(c)独立した第三者算定機関である野村證券から株式価値算定書を取得し、またリーガル・アドバイザーとして大江橋法律事務所を選任して法的助言を得ていることに加え、本取引の検討に際して、利益相反の可能性があり得る取締役及び監査役は、本取引に関する決定を行う当社の取締役会の審議及び決議には参加しないことが予定されていること、当社が公開買付者に対して、少数株主の利益に十分配慮した公開買付け価格の提示を予め要請していたこと等から、本取引の対応及び検討の過程において、公正な手続を通じた当社株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること、(d)その他、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考えられる事情は認められないことから、本取引に係る当社の意思決定は、当社の少数株主にとって特段不利益であるとは考えられないと思料する旨を内容とする意見書を提出いたしました。

当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、野村證券より取得した株式価値算定書、大江橋法律事務所から得た法的助言、新川大祐氏及び高橋明人氏による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが当社の中長期的な企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付け及び本公開買付けに係る諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により当社普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年2月6日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役（取締役8名中、出席取締役6名）全員の一致で決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、取締役南平忠敏氏は、当社の支配株主であり公開買付者との間で本応募契約を締結した古河機械金属の顧問を兼務しており、また、取締役森下邦彦氏は、古河機械金属の従業員（非常勤）を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加しておりません。

また、本公開買付けに係る議案の審議及び決議がなされた上記の当社の取締役会においては、監査役加藤直樹氏を除く監査役の全員一致で、当社の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見が述べられております。加藤直樹氏は、古河機械金属の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の当社の取締役会に出席しておりません。

本公開買付価格の公正性を担保するためのその他の措置

公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者による当社への接触を制限するような内容の合意を行っておりません。このように、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に対する配慮がなされております。

(5) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

前記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載した背景を踏まえ、公開買付者は、平成24年7月頃より当社の親会社である古河機械金属（所有株式数（みずほ信託銀行株式会社退職給付信託古河機械金属口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社名義による所有を含みます。）：16,479,764株、所有割合：53.44%）との間で、当社普通株式の取得について協議を重ねてきたとのことです。その結果、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件の合意に至ったことから、公開買付者は古河機械金属との間で、平成25年2月6日付で本応募契約を締結し、古河機械金属が所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意したとのことです。

本応募契約においては、古河機械金属の応募の前提条件として、本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、本応募契約に定める公開買付者の表明及び保証の重大な違反が存在していないこと（注1）、本応募契約に基づき公開買付者が履行又は遵守すべき義務について重大な違反が生じていないこと（注2）、

本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の開始日において、本公開買付けに関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益でないことに関し、当社が、当社との間に利害関係を有しない者から意見を入手していること、公開買付期間の開始日において、当社の取締役会により、本公開買付けに対し、本公開買付けに利害関係を有しない出席取締役全員一致による賛同意見を表明するとともに、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議が適法になされ、これが公表されていること、及び、本公開買付けへの応募の時点において、当社の取締役会により、本公開買付けに対し反対する旨の意見が表明されていないこと（ただし、本条件が古河機械金属の責に帰すべき事由により充足されない場合を除きます。）、公開買付期間の開始日において、当社の取締役会が本公開買付けに対し賛同意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募を推奨することに関して、当社の監査役が異議を唱えていないこと（ただし、本条件が古河機械金属の責に帰すべき事由により充足されない場合を除きます。）、古河機械金属の当社に対する貸付金、当該貸付金に関し当社又はその企業集団が古河機械金属に提供した担保に関する古河機械金属の権利義務についての公開買付者に対する移管が本公開買付けに係る決済の開始日において実現するための手続が完了し又はその合理的な見込みがあることが定められているとのことです。なお、古河機械金属が、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で本公開買付けに応募することは制限されていないとのことです。

また、本応募契約において、古河機械金属は、公開買付期間の延長により、本公開買付けに係る決済が本株主総会に係る議決権の基準日である平成25年3月31日までに完了しなかった結果として、公開買付者が、古河機械金属の所有する当社普通株式の全て（みずほ信託銀行株式会社退職給付信託古河機械金属口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社名義による所有を含みます。）に係る当該議決権を得ることができなかった場合、公開買付者の指示に従って当該議決権その他一切の権利を行使することが定められているとのことです。

（注1）公開買付者は、本応募契約において、本応募契約締結日、公開買付期間の開始日及び本公開買付けに係る決済の開始日において、公開買付者の適法な設立及び有効な存続、本応募契約の締結及び履行に必要な権限の存在及び必要な手続の履践、本応募契約の締結及び本公開買付けの実施が法令等に違反するものではないこと、本応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、本公開買付けに関する事実を除き、当社に関して、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）第166条第2項及び同法第167条第2項に規定される事実であって、かつ、未公表のものを認識していないことについて表明及び保証しているとのことです。

（注2）本応募契約において、公開買付者は、守秘義務及び契約上の権利義務の譲渡禁止等のほか、古河機械金属の当社に対する貸付金、当該貸付金に関し当社又はその企業集団が古河機械金属に提供した担保に関する古河機械金属の権利義務につき本公開買付けに係る決済の開始日である平成25年3月27日をもって、当社が各金融機関に対し負担する借入債務に関し古河機械金属が提供した債務保証に関する古河機械金属の権利義務につき同日後可能な限り速やかに、公開買付者に対する円滑な移管が実現されるよう、古河機械金属と協力し、努力する義務を負っているとのことです。

なお、古河機械金属は、本公開買付け以外の第三者による当社普通株式を対象とする公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始された場合において、対抗公開買付けに係る当社普通株式の買付価格が本公開買付価格を上回る場合であって、かつ、古河機械金属が、その所有する当社普通株式の全て（みずほ信託銀行株式会社退職給付信託古河機械金属口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社名義による所有を含みます。）を対抗公開買付けに応募しないことが古河機械金属の取締役の善管注意義務に違反するおそれが高いと客観的かつ合理的に認められる場合には、本公開買付けへの応募義務を負わないものとされているとのことです。

（6）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、前記「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社の発行済普通株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定とのことです。

公開買付者は、本公開買付けにより、当社の発行済普通株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合であって、かつ完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされた場合には、本公開買付けの完了後に、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することになるよう、以下に述べる方法（以下「全部取得条項付種類株式を利用する方法」といいます。）により、本完全子会社化手続を行うことを企図しているとのことです。ただし、公開買付者は、本公開買付けの結果として、その所有割合が90%に満たない場合には、本完全子会社化手続として、当社と協議の上、全部取得条項付種類株式を利用する方法に代えて、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。）の手続に従い、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とし、公開買付者の株式を対価とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を採用する予定とのことです。この場合における具体的な手続については、当社と協議の上、決定次第速やかに開示する予定とのことです。

全部取得条項付種類株式を利用する方法としては、具体的には、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされた場合、本公開買付けの完了後、公開買付者は、当社が会社法の規定する種類株式発行会社となるために、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定めを置くことを内容とする定款の一部変更を行うこと、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び全部取得条項が付された当社普通株式の全部（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類株式の当社株式を交付することに係る議案を、本株主総会に上程することを当社に要請する予定とのことです。

また、本株主総会において上記の議案について承認されると、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の上記に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本株主総会の開催日と同日に、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案を含む本種類株主総会の開催を要請する予定とのことです。

なお、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（当社を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類株式の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の株式の売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対して交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。なお、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに当社を公開買付者の完全子会社とするための施策を完了することを予定しているとのことです。この他、当社普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類株式の当社株式の上場申請は行われぬ予定です。

上記本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表する予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。なお、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記各手続については、本公開買付け後の公開買付者による当社の株式の所有状況、公開買付者以外の当社の株主による当社の株式の所有状況、又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、その実施に時間を要し、又は当社と協議の上、本株式交換か、あるいは全部取得条項付種類株式を利用する方法又は本株式交換と概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があるとのことです（なお、公開買付者は、本公開買付けの結果として、その所有割合が90%に満たない場合には、本完全子会社化手続として、当社と協議の上、全部取得条項付種類株式を利用する方法に代えて、会社法の手続に従い、本株式交換を採用する予定とのことです。）。ただし、そのように本株式交換又は当該他の方法に変更する場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対しては、最終的に金銭又は公開買付者の株式を交付する方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなることを予定しており、その場合に当社の株主に交付されることになる金銭又は公開買付者の株式の価値についても、本公開買付価格に当該株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた額と同一となるよう算定される予定とのことです。この場合における具体的な手続については、当社と協議の上、決定次第速やかに開示する予定とのことです。

なお、本完全子会社化手続として、本株式交換を実施する場合であっても、会社法第785条その他の関係法令の定めに従って、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではないとのことです。

本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされない場合には、本公開買付けは実施されるものの、本完全子会社化手続は実施しないこととしており、当社普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場を維持することとなる予定です。

(7) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされた場合、公開買付者は、当社が所有する自己株式を除く当社の発行済株式の全てを所有することを企図しており、本公開買付けの完了後に、前記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合には、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。なお、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされない場合には、本公開買付けは実施するものの、本完全子会社化手続は実施しないこととしており、その場合、当社普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場を維持することとなる予定です。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
塩飽 博以	代表取締役社長		13,000	13
加藤 和民	取締役副社長		20,000	20
南平 忠敏	取締役		-	-
江刺 潤一	取締役		11,000	11
松木 信夫	取締役	技術本部長	7,000	7
森下 邦彦	取締役	管理本部長	1,000	1
石井 正次	取締役		3,000	3
小林 勉	取締役相談役		26,000	26
若狭 國彦	常勤監査役		20,000	20
加東 保	常勤監査役		9,000	9
加藤 直樹	監査役		-	-
隅田 正彦	監査役		-	-
計	12名		110,000	110

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は、本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役南平忠敏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 監査役加藤直樹及び隅田正彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当ありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当ありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当ありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当ありません。

以上